

株式等振替制度における書類提出方法の見直しに伴う株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）次に掲げる事項を記載した所定の書面 イ～ニ（略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>ホ （略）</p> <p>ヘ （略）</p> <p>ト （略）</p> <p>チ （略）</p> <p>リ （略）</p> <p>ヌ （略）</p> <p>ル （略）</p> <p>（6）・（7） （略）</p>	<p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）次に掲げる事項を記載した所定の書面 イ～ニ（略）</p> <p>ホ <u>代表者に代わって機構との間の手続を行う代理人（以下この節において「代表者代理人」という。）の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）</u></p> <p>ヘ （略）</p> <p>ト （略）</p> <p>チ （略）</p> <p>リ （略）</p> <p>ヌ （略）</p> <p>ル （略）</p> <p>ヲ （略）</p> <p>（6）・（7） （略）</p>

<p>3～6 (略)</p> <p>(間接口座管理機関の承認に関する事項)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ <u>代表者に代わって機構との間の手続を行う代理人の役職名及び氏名</u> (間接口座管理機関承認申請者が法第44条第1項第13号に掲げる者である場合に限る。)</p> <p>ホ～チ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>(間接口座管理機関の承認に関する事項)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ <u>代表者代理人の役職名及び氏名</u> (代表者代理人を選任する場合又は間接口座管理機関承認申請者が法第44条第1項第13号に掲げる者である場合に限る。)</p> <p>ホ～チ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
--	---

2. 附則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。